

平成 15 年 12 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 SANKYO
代表者名 代表取締役 毒島 秀行
社 長
(コード番号 6417 東証第 1 部)
問合先 常務取締役 筒井 公久
経営企画室長
(TEL.03-5778-7773)

(追加)『平成 16 年 3 月期中間決算短信(連結)』等決算発表資料の追加に関するお知らせ

平成 15 年 11 月 29 日に株式会社足利銀行が、預金保険法第 102 条第 1 項第三号の認定を受けたことに伴い、平成 15 年 11 月 14 日発表の当社の「平成 16 年 3 月期中間決算短信(連結)」ならびに「平成 16 年 3 月期個別中間財務諸表の概要」につき下記事項を追加いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 「平成 16 年 3 月期中間決算短信(連結)」の追加事項

(重要な後発事象)

当社及び子会社が株式を保有する株式会社あしぎんフィナンシャルグループの子会社である株式会社足利銀行は、平成 15 年 11 月 29 日、内閣総理大臣より、預金保険法第 102 条第 1 項第三号に定める措置の必要性の認定を受けるとともに、預金保険機構が株式会社足利銀行の全株式を取得する決定(特別危機管理開始)を受けました。

その後 12 月 1 日、特別危機管理開始の公告に伴い預金保険機構が株式会社足利銀行の全株式を取得しました。

当社及び子会社は株式会社あしぎんフィナンシャルグループの株式を下記のとおり保有しております。普通株式については、12 月 10 日に全株式を売却し 502 百万円の損失を計上しており、優先株式については、今後の推移によっては損失を被る可能性があります。

普通株式	4,257,295 株	中間連結貸借対照表計上額	587 百万円
優先株式	2,400,000 株	中間連結貸借対照表計上額	1,200 百万円

2. 「平成 16 年 3 月期個別中間財務諸表の概要」の追加事項

(重要な後発事象)

当社が株式を保有する株式会社あしぎんフィナンシャルグループの子会社である株式会社足利銀行は、平成 15 年 11 月 29 日、内閣総理大臣より、預金保険法第 102 条第 1 項第三号に定める措置の必要性の認定を受けるとともに、預金保険機構が株式会社足利銀行の全株式を取得する決定(特別危機管理開始)を受けました。

その後12月1日、特別危機管理開始の公告に伴い預金保険機構が株式会社足利銀行の全株式を取得しました。

当社は株式会社あしぎんフィナンシャルグループの株式を下記のとおり保有しております。普通株式については、12月10日に全株式を売却し502百万円の損失を計上しており、優先株式については、今後の推移によっては損失を被る可能性があります。

普通株式	4,257,295株	中間貸借対照表計上額	587百万円
優先株式	2,000,000株	中間貸借対照表計上額	1,000百万円

3. 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

上記株式につきましては、平成16年3月期の連結決算において最大1,702百万円、単独決算において最大1,502百万円の特別損失の計上が見込まれます。しかしながら、当社の主力事業であるパチンコ機部門におきましては、投入機種の販売が順調に推移していることから、売上総利益等が増加する見込みであるため、本件に伴う当社の平成16年3月期業績予想の修正はございません。

(ご参考)平成16年3月期の業績予想(平成15年11月14日公表分) (金額の単位:百万円)

	売上高	経常利益	当期純利益
連結業績予想(通期)	156,000	48,000	28,000
単独業績予想(通期)	147,000	42,000	25,000

以上